

図 15 S株式会社・メリヤス肌着製造，大阪福島区上福島。

### 出稼労働者

一九六九年四月一日、東京荒川放水路・新四ツ木橋の工事現場で、川底を掘るためシートパイプを打込んでいた支えの鉄枠が水圧のため一瞬の間にバラバラにこわれ、作業員八人が生理めになって人びとをおどろかせた。犠牲者八人のうち七人までが青森県大鰐町からの出稼ぎ農民であった。

危険なのは工事現場だけではない。同じ年の四月四日、堺市南旅籠町の土建業山中組の事務所兼寮に火事がおこり、木造二階建四八〇㎡が全焼し、隣家も全・半焼の被害をうけたが、この火事で大阪の西成ドヤ地区から一〇日契約で雇われてきた地方出身（一名は名前もわからぬ）の労働者四人が焼死している。同じ年の七月二日午前一時、大阪府高槻市桜台小学校建設工場の鉄骨プレハブ事務所兼寮が火事で焼けたが、この火災の折に福井県鯖江市と鹿児島県から来ていた二人の労働者が多分寮の鉄骨をつたって漏電による感電とみられているが、死んでいる。

七一年一月一二日には東京練馬の建築資材会社大同興産・従業員寮舎から出火、

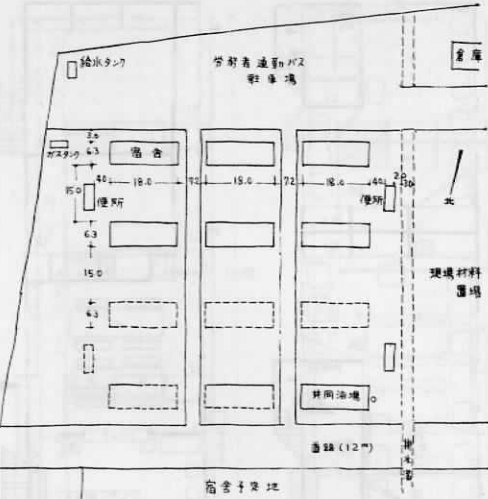
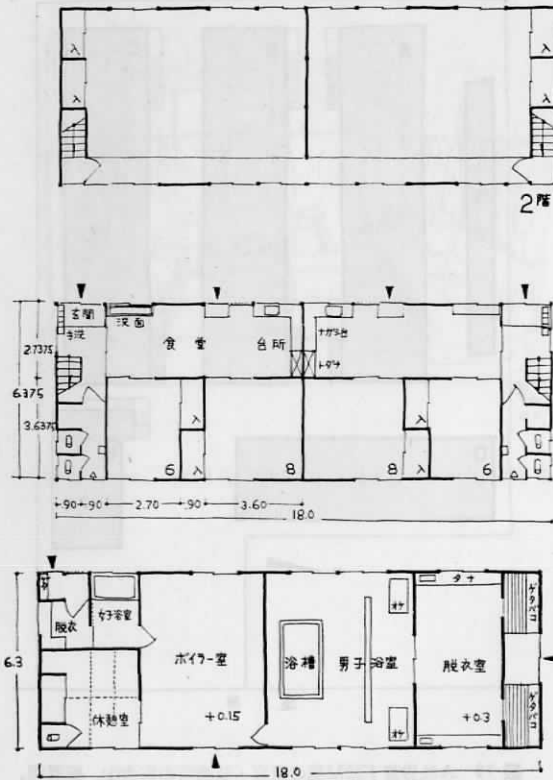


図 17 大手建設会社Aの東京・江戸川附近の飯場村、配置図。

図 18 同上、宿舍ユニット、標準型平面図。上は2階平面、中は1階平面（1業者がつかう場合は食堂、炊事場はまとめてつくることがある）、下は共同浴場棟の平面。

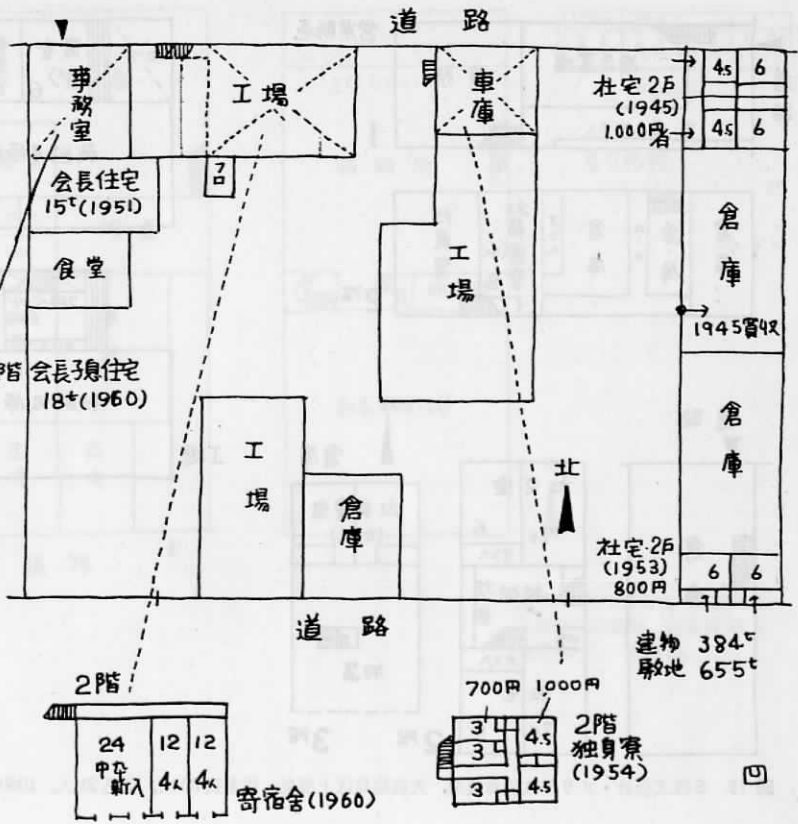
土木工事とちがって建築工事の方は都市の内部での仕事が多いから、当然その土地は市街地内ということになる。ずっと昔は町の中に随所に貸家があったのでそれを流用したりしていたが、住宅難の戦後にはそのような方法はとれない。都市内部の空地も少なくなってきた。昔は工事現場の近辺の空地を六ヶ月くらいの期間借りて飯場を建て、仕事が終わるとすぐこわした。借地はおよそ三ヶ月ないし六ヶ月くらいで契約を更新、地代は次第に上がることがあっても何とか処理できた。今は空地自体がみつけない。それに、土地になじみのない労働者が沢山に入ってくるので、どこでも借りられるというわけではない。その反面、職場へのゆきかえりにはマイクローバスが使用できるようになった。三、四人の場合はタクシーを使うといった手方ができた。むしろ工事現場の配置を考えて出来るだけに近いような所に、一つ一つの工事がきりというのではなく、大手の建設業者では長期的な工事場立地を見通して、いくつかの飯場集団を配置するという考え方がなってきた。

図 17、18 は大手建設業者Aの東京都江戸川附近の飯場団地である。もっとも、この「ハンパ」というコトバは歴史的な因縁で、あまりよい印象を与えないから、戦

飯場の立地

いちがいに建設工事といっても、都市地域からずとはなれた河川やダムなどの土木工事と、都市内の地下鉄や道路工事、それに各職のかなり専門分化した仕事からなりたっている建築工事などがある。前者では工事現場が町から離れているので、仕事の都合がよいように、たいいてい工事現場の附近に飯場Ⅱ工用労働者の宿舍が建てられる。オープンな自然環境の中で、比較的棟の間隔は大きく、しかし管理上やはり集約的にまとめられて建てられる。構造は概して粗雑で、掘立柱に下見板をはりつけ、トタン屋根を丸太でおさえ、マドもツキアゲ式で全くのバラック建築というのがひと昔まえまでの一般であった。したがって火には弱く、消防施設も完備していないようなところだから、いったん留守中に火をだせば丸焼けになる。施設の消失も困るが、それよりもおそろしいのは、寝泊りする場所がなくなるため折角あつめた労働者が散ってしまうことである。そこで事業者側や請負者たちは防災に気をつかねばならなくなる。そのうち一九六七年にこの種の飯場にも、取締規制がつくられ、構造も木造バラックから次第に鉄骨・鉄板のプレハブ式にかわってきた。

図 16 Y 鑄造・大阪高井田西 従業員 37 人、寄宿舎 8 人、寮 4 人。1960 年調査。



鉄骨プレハブ二階建八〇㎡が、出火後一〇分間と推定されるアツという間に焼失し、青森県から出稼の従業員五人が焼死している。

七七年六月二日未明には、大阪・大正区の柳井建設の木造二階建宿舍に火災がおこり、アツという間に二四二㎡を全焼し、宿舍の二階にいた二四人の従業員のうち半分の二人（西日本各地からの出稼者）が焼死した。階下は事務室に食堂・炊事場、二階は二段ベッドを置いて五、六人の泊まれる部屋が八室あったが、奥まった敷地に建つ無届の違反建築で、二つある階段のうち表の方の階段は上り場が物置になっていて使える状態ではなかった。

戦後、特に一九六〇年代のいわゆる高度経済成長期に入ってから、従来の土木建築工事のほか、大都市を中心とする地下鉄・道路・橋梁その他の工事で建設労働者の需要は一段と大きくなった。これに対して農産物の輸入で農業を破壊し、そこから労働力をかり出してくる対米従属の政策が公然とすすめられてきたため、若年新規卒業者はもとより、農業だけで生活ができなくなって、一家の稼ぎの中心である基幹農業労働者の出稼も急速にふえ、六〇年代の終りには全国での総数は六〇万とも一〇〇万ともいわれるようになった。そのうちかなりの人びとは消息不明で「蒸発」してしまっているが、特にそうした非熟練の季節労働者の雇傭される職場に多い苛酷な労働条件と危険な作業のため労働災害がふえ、その蓄積がおどろくべき数に達していることが報告されている。

輸入バナナに食われてリンゴがだめに成り、林業の方はプロパンによる木炭の駆逐と伐材作業の機械化で生活の道を断たれた東北の小さな村、たとえば前述の一時に七人の死者を出した大鰐町は、人口一・八万人たらずの小さな町だが、一九六五年に五五二人であった出稼人は六九年に三倍の一、五〇〇、一、六〇〇人となり、居上・三ツ目内の両部落では三九七戸から三五〇人、多い家では一家から三人も出稼ぎに出ている。しかも農閑期にでる冬型ではなく、専業の夏型がふえている。その多くは少々危険があっても、他の産業の五・五・五万円にくらべ七・五万円くらい入るといふ収入の多い建設業にツテを求めて出て行く。

このようにして六〇年代から急にふえてきた建設関係労働者の「ねぐらずまい」Ⅱ飯場はどのようなものであったか。一九六九年に私はいくつかの建設会社の飯場を調査した。その資料にもとづいて実態をのべてみよう。

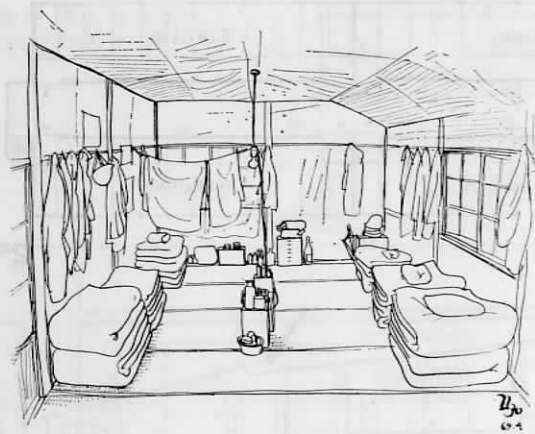


図22 同(4), A棟2階, 西側部分(図平面の下の方の隅)のヘヤ内部。

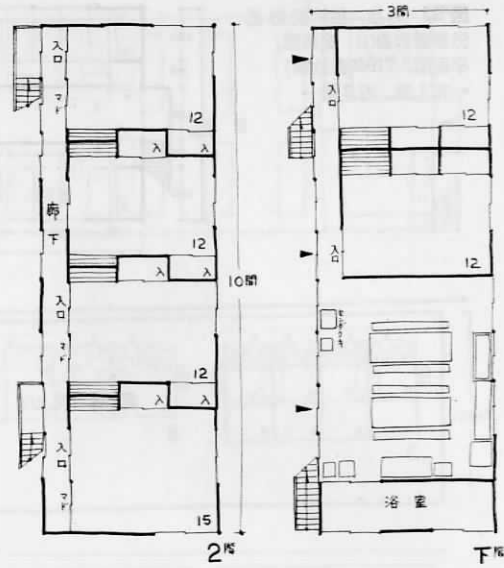


図21 同(3), B棟平面図。浴室は労務者はつかっていない。

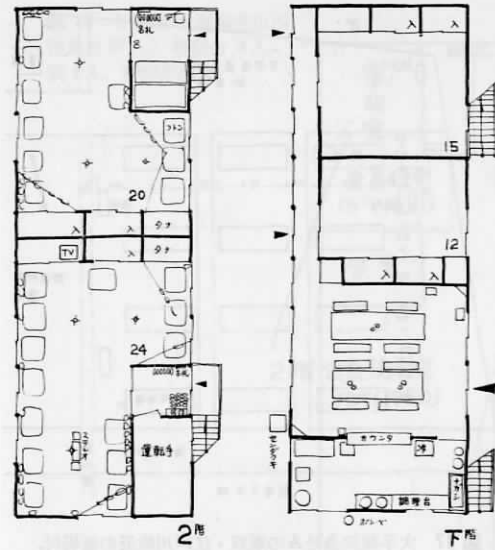


図20 同(2), A棟平面図。

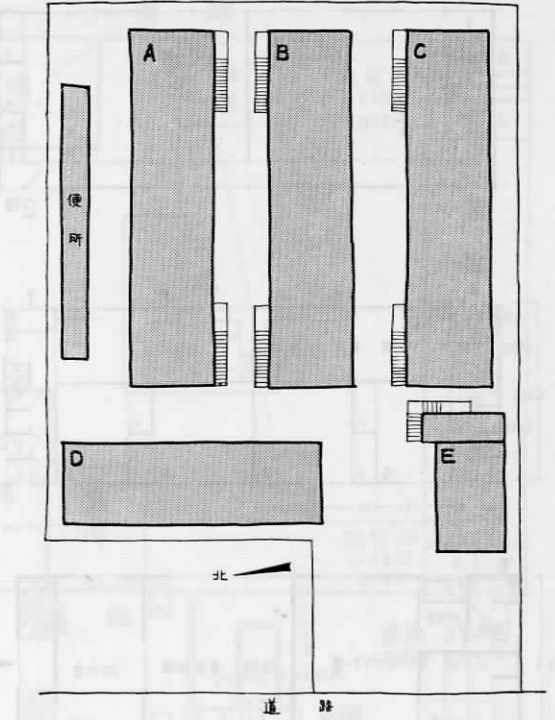


図19 A社労務下請M組の東京・弦巻町の宿舍(1), 配置図。

後にはなるべく使わぬようにしている所もある。正式の名称でもない。法規上は「建設業附属寄居舎規程」というので規制されている。建設工事を「請負」といった時代ではなくなったので、「寄居舎」がのぞましいよび名となったのであろう。本当は寄居舎の章に入れて論ずべきものかもしれない。

さてA社は東京湾岸の千葉県臨海工業地帯に大きな仕事もっている。当時三年間で二、七〇〇億の建設工事があり、ピーク時には一・三万人の建設労働者を必要とした。むろん労働者は下請に供給させるのであるが、その集めた労働力を逃さず、できるだけ仕事場の近くに配置するため、元請はむろん援助しなければならぬ。ここでは元請のA社にちょうど手持の土地があったので、材料倉庫や加工場などをもつてある一角の土地に一二棟の飯場を建設することになった。一九六二年のことである。必要ならばもっと建てる計画で敷地の準備をしていたが、実際建設されたのは六八年現在で宿舍六棟と浴室一棟だけであった。

できるだけ経済的につくるため、宿舍の規格化が研究され、鉄骨プレハブ構造が採用された。一〇間×三・五間、三五坪をユニットとし、上階は単身者の寝室として二七帖敷きの大部屋を二つとり、下階は労働者を直接管理する班(下請)が二組で使う場合を考えて二分し、それぞれ食堂・炊事場のほかに家族宿舎をとる。在来の住み方のように世話役の家族などが炊事をするので、その居住にあてるため、六帖・八帖の二室と便所をとっている。利用者の状況によってこの間取りは、たとえば食堂を一つにして大きくするといったように変えているが、これが標準平面である。風呂は建設工事から出てくる廃材を燃料に使うのが経済的だから、それを使うようにカマを大きくして二〇〇人(六棟)の使用可能な計算になっている。たきつけは班の輪番制でやっている。

A社がこれを建設する際におこなった建設当時の計算では、標準宿舍一棟二階建七八坪、ここに労務者三五人(一人当たり平均二坪)が住むとすると、労賃から稼動日一日五〇円の飯場代(家賃)をさしひくとして、二五日働くとすると一人当りの家賃が月一、二五〇円となる。建設費は一九六五年のもので坪当たり四・三万円(但し付帯設備をふくめると五・九万円となる)となっている。プレハブというものの、移動させるに四〇％は損耗する。同じ場所でも七年間利用して償却すると計算すると、建設費の半分は元請会社の負担にならざるを得ないということだった。

#### 下請業者の飯場

図19、20、21はA社の土工と鷹の労務下請をやっているM組の専属の東京世田谷区弦巻町にある飯場である。全体は宿舍三棟と附属家二棟できており、三列にならんでいるABCが二階建、これと直角のDが平家建で、いずれも鉄骨プレハブ建築である。それぞれの棟別に、現場で労働者を指揮している世話役(セワヤキ)あるいは小頭(コガシラ)が管理しており、この飯場頭(ハンバガシラ)の家族であるおかみさんが炊事などの世話をしている。手の足らないときは雇いの炊事婦をつかう場合もあるが、炊事用具がかなりととのっているもので、たいてい一人で三〜四〇人くらいまできりまわしている。経理の仕事は飯場頭の責任であるが、こまかい実際の仕事は飯場の姐御であるおかみさんの肩にかかってくるので、その責任は大

きい。

食事の材料の野菜などは近所の八百屋から入れているが、魚は新しいものがよいので、労務者を現場に送るマイクロバスをつかって冬は一週間に一回くらい、夏は五日目くらいに魚河岸まで買出しにゆく。

大体従業員より一時間くらいまえにおきれば炊事の仕事も片がつく。時に休業しているものを使うが、掃除は大体おかみさんの仕事、ただし洗濯は洗濯機が置いてあって各人がする。ただ雨の日の干しものの取り入れなどはおかみさんがしなければならぬ。フロンはすべて貸しブトンで、一枚一日五〇円である。フロン屋がサーピス競争をしているので、これですましています。いつか一日四円五〇銭というのがあったが、すづまりで綿がわるかったという。

フロは、ここでは敷地がせまいのと銭湯が近所にあるのとで、つくっていない。月末に給料から精算してさしひかれることになるが、組の印を押しした浴場のチケットをもらっている班と、フロ代(三五円、そのほかタバコ銭、ノミシロなどふくめて一日二〇〇円くらいが一番多いそうだが)をもらっている班とがある。

図22はそのA棟の二階の大部屋の内部である。労働者はほとんど持ち物をもっていない。だから盗難事件など皆無であるというのが管理者側の見解であった。私がみた例では、図のように枕元にあたるところに組合せ型の小さなステレオをおいたものが一つあった。労働者の多くは酒をのんで部屋にそなえつけのテレビをみるくらいがせいぜいで、街の中に出歩くというものはほとんどない。出稼ぎ人の多くは生活をギリギリにきりつめて郷里へ仕送りすることに追われている。

図 25 B社, 大阪市  
阿倍野区松崎町宿舍。

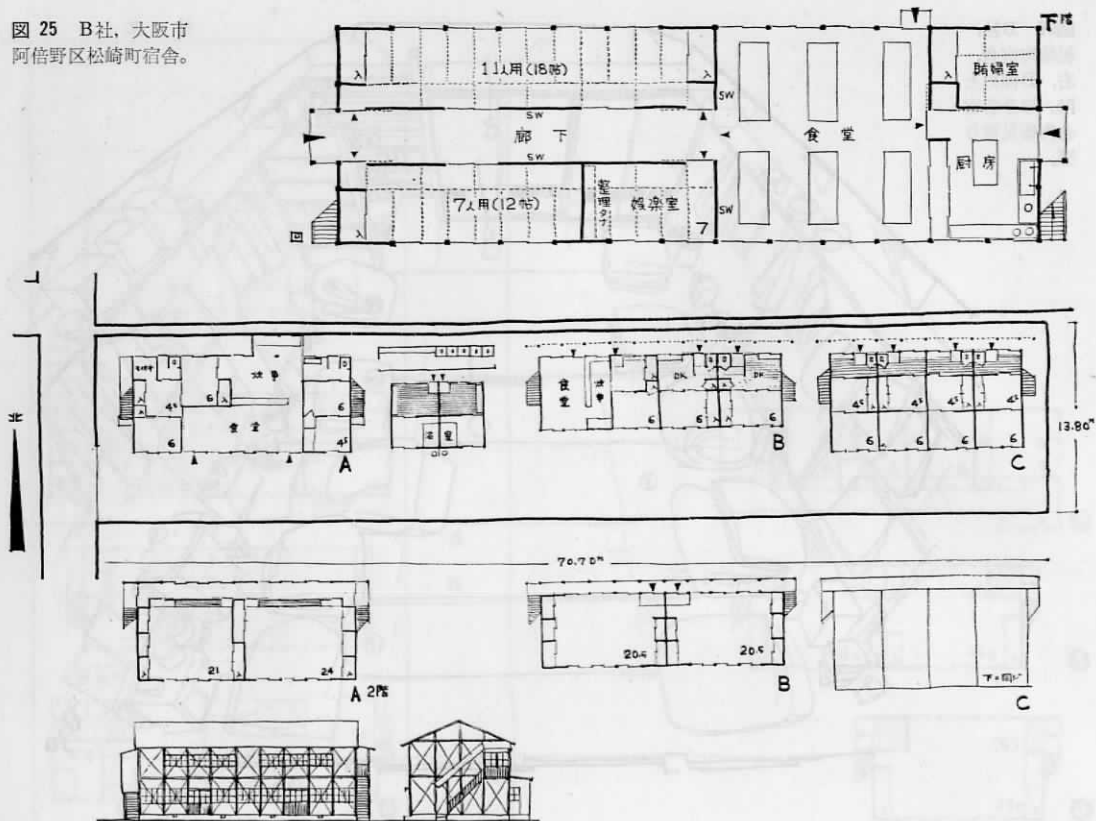


図 23 A社, 横浜駅附近  
労務者宿舍(1) 配置図。  
平面図, (1969年改築)  
←左1階, 右2階→

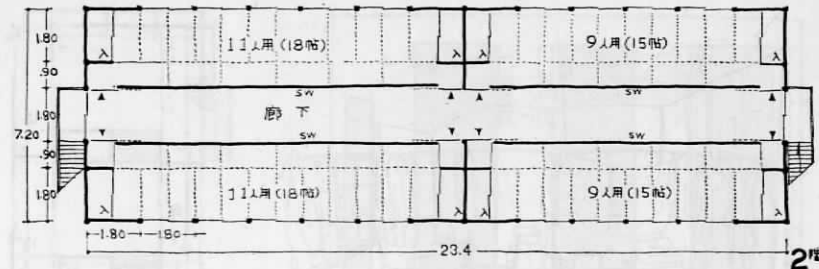
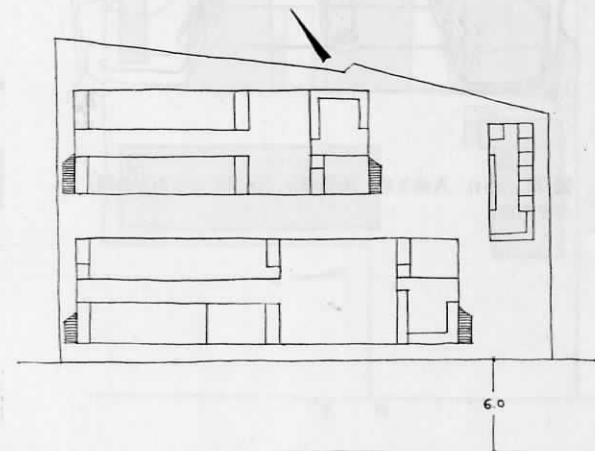


図 24 同上(2)



**飯場のプレハブ化**

戦後の建設工事労働者の飯場建築の推移をふりかえってみると、A社のはなしでは一九六二〜三年ごろから急速によくなくなったという。それまでは木造のパラック小屋がまだ多かったが、労働者が得られにくくなったことと、仮設工事の労働者自体の不足から工場生産化が必至となってきた。その結果、鉄材・メーカールと共同して規格化がすすめられ、防災上、内壁・外壁とも鉄板を使うものもあらわれてきた。天井はプラスチックボードなどをつかい、フロの燃料などもかつては廃材やマキを使っていたが、ガスあるいは石油バーナーにかわってきた。

といってもそれは構造体としての評価で、住居としての居住性は「冬は極寒、夏は熱帯」といったように悪く、またその外見も全く殺風景な、ただ身のおきどころがあるというだけのカコイにすぎない。

一九六七年七月に労働省令で「建設業附属寄宿舎規程」が定められ、六八年四月から実施にうつされた。それまでは事業場附属寄宿舎のうち長期(第一種)に対し短期(第二種)としてかなりルーズにとりあつかわれていたが、きわめて短期の臨時の性格をおびるものでも、特に都会の中に多い建築工事現場寄宿舎については、この規程の適用をうける。備主・宿舍供給者側にとってはかなりきびしいものだ、業者はいつていた。

居住空間としての規定内容をみると、各寝室の居住人員は一人以下(中央部に七五cm以上の通路を設けたときは三人以下、一人当りの大きさは二・五m以上、天井高は二・二m以上(二段ベッドの場合は天井高各八五cm以上)、採光マドは床面積の1/3以上、マドには防虫網戸をつけ、一階の床高は四五cm以上、電灯は一五m当り六〇W(蛍光灯の場合二〇W)、必ず避難階段を二個以上もつけ、廊下の幅は片側の場合一・二m、中廊下では一・五m以上とし、避難ベルの設置を義務づけている。

建設用の敷地が得がたいので、実際はたいてい二階建となり、階段を両側につけた鉄骨プレハブ建築が一般となっている。

たとえば図23、24はA社で六八年頃建て替えられた横浜駅近くの飯場団地の宿舍であるが、前例にみられた大部屋はなくなり、鉄骨づくり中の奥行き一間半で一人当り一・六五帖程度の大きさにタタミのしかれた、細長いヘヤが「ねぐら」として用意され、それに食堂がくっついているという形になっている。

**元請業者の飯場団地**

関西の中堅業者であるB社の労働者の居住事情をきくと、一九六九年の調査当時、関西支社で総数二、六〇〇人の労働者がいるが、うち七、八割は単身者で季節労働者が多いという。社宅で世帯持ちが約二割、定着している単身者が二〜四割、あとは移動する。戦前は、土木建築請負業といえ、少数の社員をもつだけで、仕事はすべて下請の臨時雇の労働者でまかせてきたのであるから、これでも常備者の比率はすくなく高くなったといえる。移動状況は二年で約七割がかわる。六ヶ月でその半分くらいがうごく。六ヶ月おれば失業保険がつくので、出稼ぎ労働者はたいてい六ヶ月で帰る——これは東京できた場合と同じで、農閑期の秋にきて四月になると帰るものが多い。その反対が少なく、どうしても時期的に労力が不足してくると、ドヤ街の労働者をかきあつめることになる。

B社では建築工の場合、躯体三役と称している大工・鉄筋・土工(トビをふくむ)は自家労働者が主で、そのほかは機械オペレーターなど特殊なものは別として、それぞれの工事を下請に出すので、元請業者としては所属労働者をもっていない。掘り方、宅地造成なども下請の土工を使うから宿舍の供給対象にはならない。

職人はすべてセワヤキが管理し、その組下に数人ないし数十人がいる(最大のものは二〇〇人くらい)。土木工事では直備型でセワヤキが班長となり一班四〜五〇人。建築の場合は下請型で、班長に賃銀計算をして一〇%の班長経費をつけてわたす。直備の場合は班長は課長待遇の職員、下請の場合は準職員のあつかいである。

ところでこの組の四つの飯場(宿舍)をしらべてみた。

図25、26はB社の本社に近い大阪阿倍野区松崎町の宿舍団地である。そう大きな団地でなく、家族宿舍一棟、単身者宿舍二棟と共同浴室一棟の四棟が興行のながい敷地に一列に配置されている。

B社ではのちにみる上の芝宿舎団地でも、九棟・九二戸(図32・33)の家族宿舍がつくられている。それらはいずれも鉄骨プレハブ構造のものが多くけれど、見た目の間取りは「文化住宅」——二階建・立休長屋——とよく似ていて、いわゆる飯場とはちがう。給与住宅一般と同じ社宅の部類に属するものなので、ここではふれなない。ただ建設労働者をはじめとして農村等から出稼ぎの形で出てくる単身者と若年独身者が圧倒的な部分を占めていたが、独身であったものも次第に世帯持ちに変わり、家族居住の飯場あるいは宿舍を要求する比率が高まって来た。その結果この

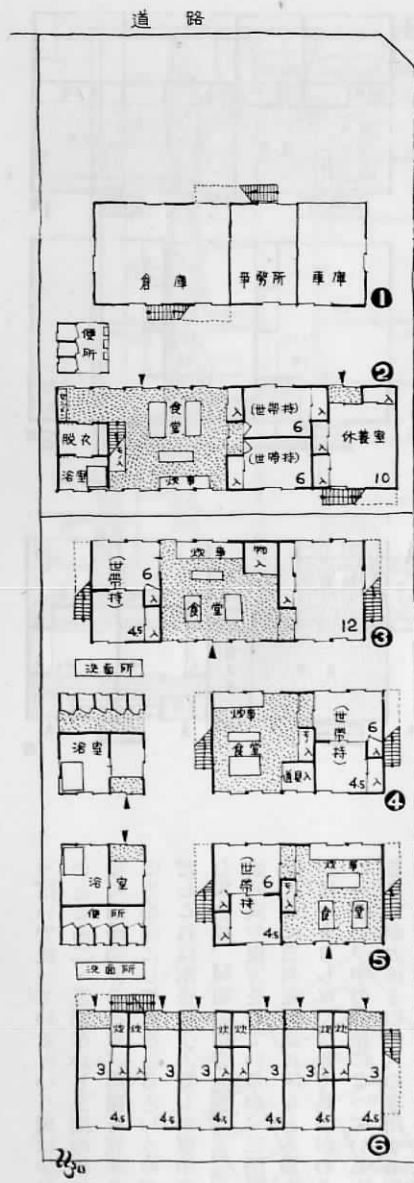


図 27 B社、住吉工事所と作業員宿舍平面図、右は2階の平面図。①の上階は事務所及び応接室（間取り省略）。

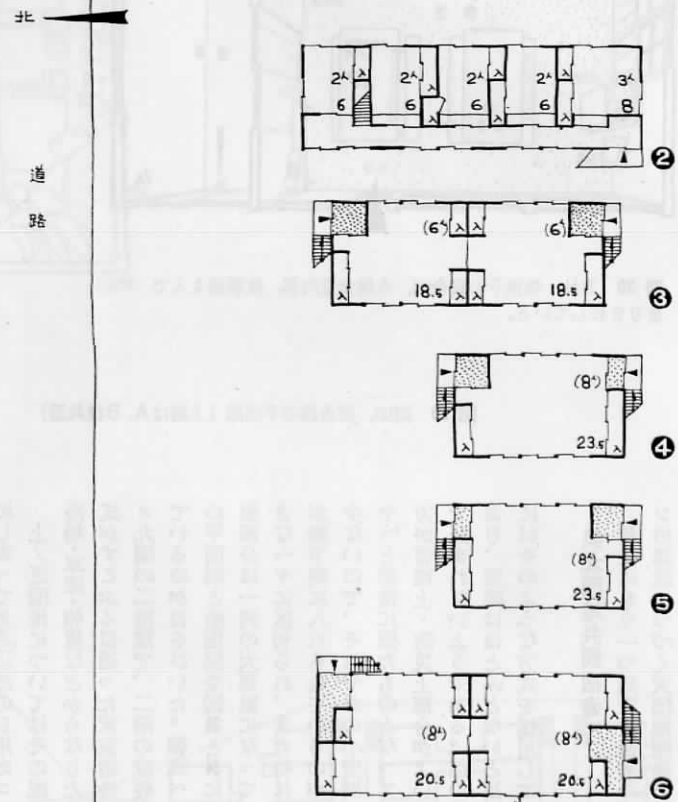


図 28 B社、我孫子の宿舍(1)、配置図。

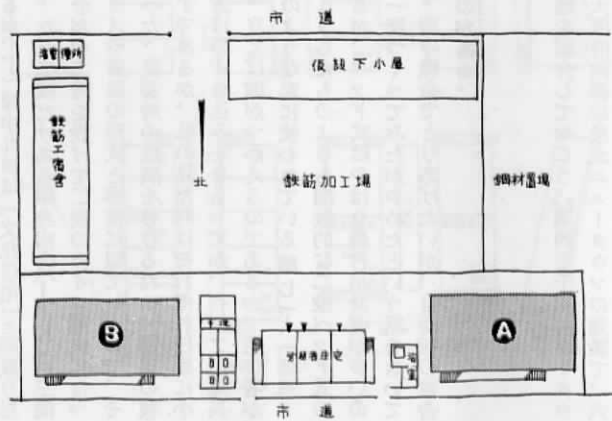
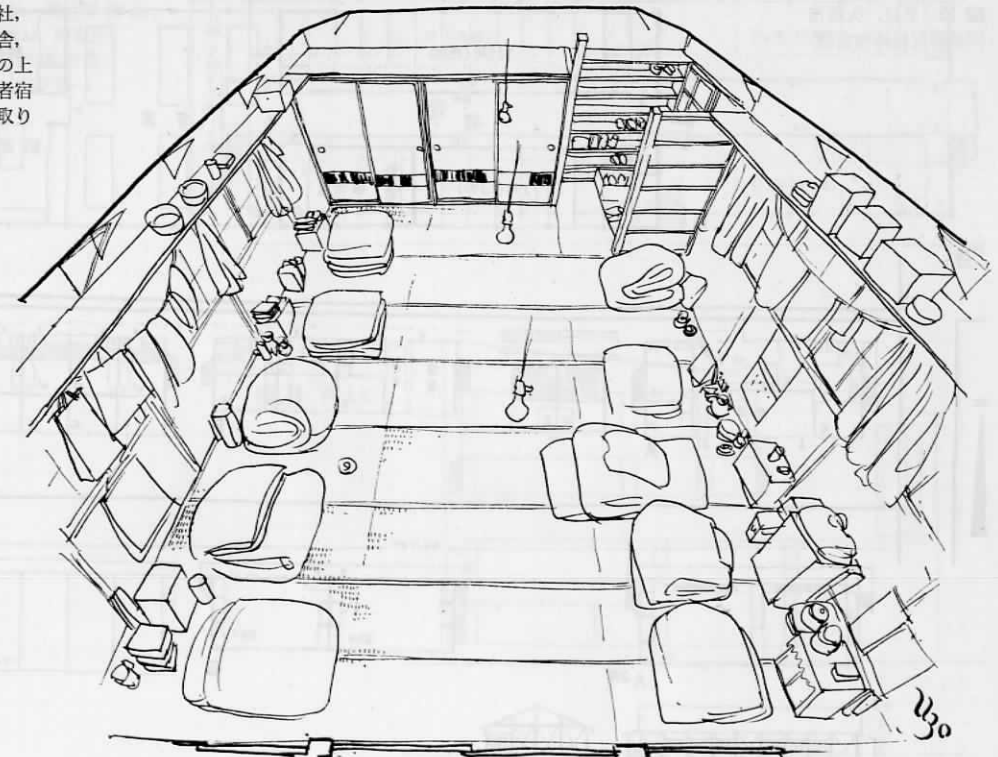


図26 B社、松崎町宿舍、右、B棟の上階。単身者宿舍内部見取り図。



ような宿舍が多くなってきているという。さて他の二棟はいわゆる単身者飯場の一般的な形式をしめしてあり、上階が大部屋の単身者の寝室、下階がその食堂と炊事場及びセワヤキの家族宿舍となっている。大部屋の大きさは二〇・五帖から二四帖といった現行規則でいっぺいのかかなり大きな部屋となっていること、下階にセワヤキ以外の家族宿舍も一部とられていることが変わっている点である。大部屋については二〇・五帖敷のヘヤの使われ方を図26に示してみたが、三間の奥行きをまん中を通路にして二列に寝床をならべ、一〇人程度のものが使っている。少ない所持品はカベぎわと窓の上につくられたタナの上に配列されている。大部屋のドヤと変わらないがそれよりもひとまわり大きく、若干ゆとりがあるというのが、ちがいといえちがいである。

住吉と我孫子にある他の二つの宿舍団地の状況は、図27・28に示した。いずれも上階に労働者の寝室となる大部屋をとった三・五間×一〇間程度の二階建・単身者宿舍が主体をなしている。住吉工事所の方(図27)は土木工事関係の事務所・倉庫・作業所に接して職員約一〇人と労働者約八〇人の宿舍が東西向きに並列して建てられている。土木関係は夜間工事もあり、職員の寝泊りが必要なので、第二棟は職員宿舍になり、下請の労働者と区分されている。六帖敷に二人の個室で洋タンス・テレビなどをおいている室もあるが、万年床のところもあり、これは一般の寄宿舍とあまりかわらない。労働者の方は直備と下請とがあり、直備は約四五人、第三棟の下階の食堂を利用している。四五人が一時に食事をするにはせまいが、同時に食事をするようなことはないで、これできしつかえないという。宿舍の二階のヘヤのとり方は松崎町の場合は棟の両端に階段をもうけて上階北側に廊下をとしているが、ここでは廊下をとっていない。両端に階段があるのは同じであるが、階段を上がったところに下駄バコをおいたファミコミの土間をもうけ、部屋に入るようになっていている。二階の部屋は二つの階段につながっていないから、部屋に入るようにならなければ寝室は法規上分割できないのであるが、それではあまり大きなヘヤになりすぎるので、三号棟と六号棟では中央部に両側一間を押し入、まん中の一間だけ板戸にした区切りをつけ、非常の場合は通行できるという形で一室扱いにしてごまかしている。我孫子の場合(図28、29)は、二棟の宿舍は寝室中央部の北側に両方から上る階段をつけ、上りきった所から両方のヘヤにわかれて入るような形になっている。

寝室となっている大部屋は大体一八・九帖から二三・四帖である。これを定員い

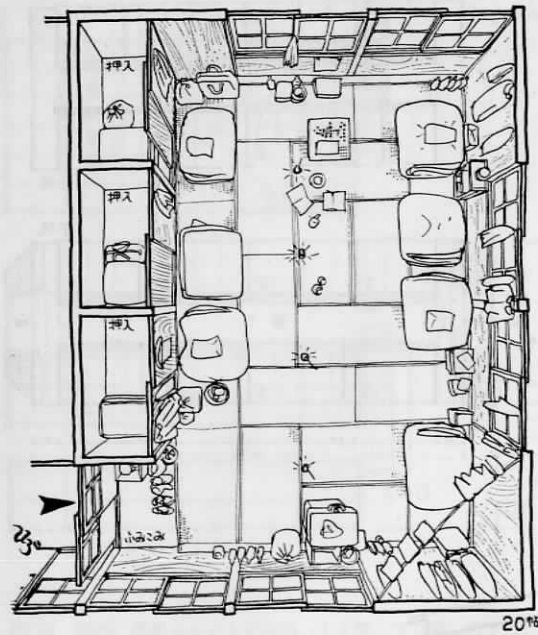


図 31 同右(4), A棟・階上作業員寝室, 規定では21帖じきで, 定員13人収容であるが, 採取当時は7人。やや余裕のある寝床の配置になっている。

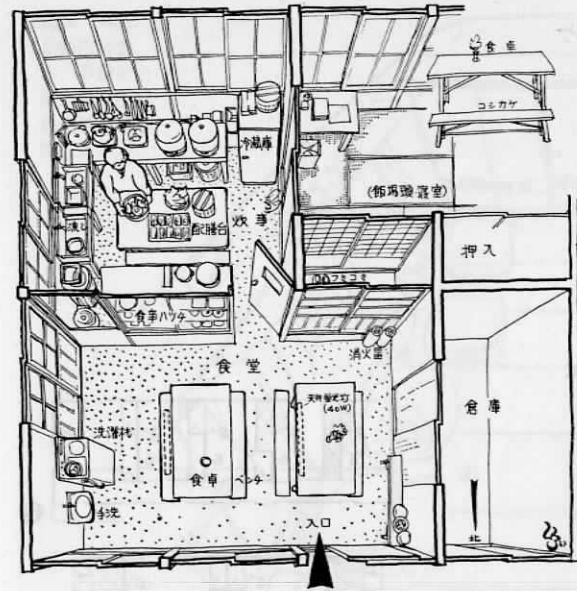


図 30 B社, 我孫子の宿舎(2), A棟食堂内部, 炊事婦1人できりまわしている。

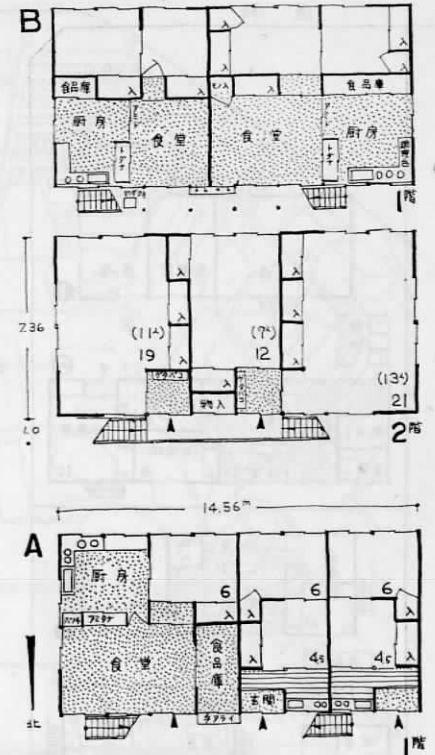


図 29 同(3), 宿舎棟の平面図(上階はA, B棟共通)

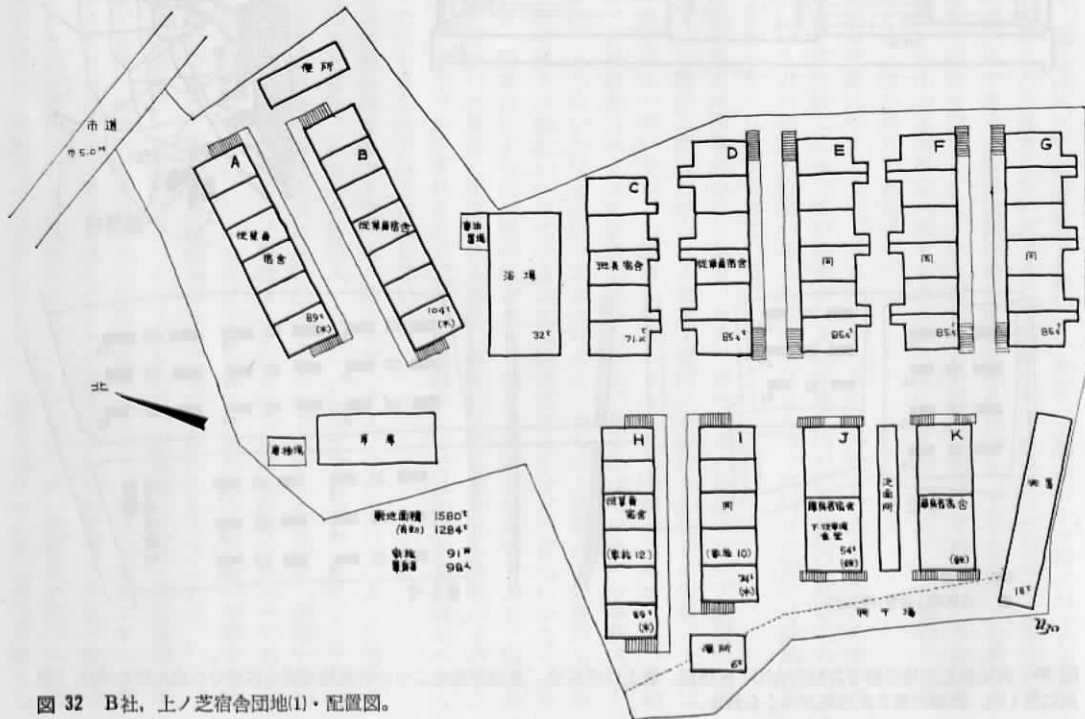


図 32 B社, 上ノ芝宿舎団地(1)・配置図。

っぱいで使っているという例は少なくなかったが、そこでの寝床のとり方は、結局のところ二・五間ないし三間の幅になっている。ヘヤの長辺の方向に、畳敷きのまんなに通路部分をとり、両側を寝床スペースとし、まん中、あるいはマド(カベ)ぎわの方を頭にして床をとるといのが一般である。図26、図31などがそれである。ただしこれは割合に少人数しか寝泊まりしない場合のことで、定員いっぱいにつめこむ場合は、M組の宿舎(図20)の例のように、二間幅のスペースではまん中通路で並列式の寝方をしているが、三間幅以上ではまん中の部分にも直角方向に、あるいはときに三列並列式に床をとる場合もある。三列式になるとまん中の就寝者の領域がはつきりなくなって具合がわるい。その他の場合はその床のしかれた部分の幅いっぱい、中の通路になっているところからカベまたはマド、その上のタナにいたるまでが大体その個人の専用する領域となり、スーツケースやバッグに入れて押入にしまつてある以外の日用のコモゴマとしたものは、そのあたりにおいている。

上ノ芝団地についてはその配置図は図32に示す通りで、合計一棟の宿舎と共同浴場・車庫・物置などからなりたっているが、二棟中九棟は「文化住宅」と間取り形式がすこぶる似通った家族宿舎である。ただ二棟だけある単身宿舎(J・K)は三間×九間の二階建てで、二階の就寝室の部分が二階を設けて二段のカイコ棚式になっているのが目をひいた。棚式ベッドハウスや番屋の形式と非常に似ているので、その平面図と断面図を図33と34に示してみた。災害時の危険をさけるため、棚式の寝室部分は一列の大部屋になっているはずであるが、私の見た時はそれぞれ任意に小さなヘヤに区切られ、また特に下段の方はのぞき込みをきらつてか、ベニアの建具が廊下側に入れられているのがあった。立てば頭がつかえるのであるが、居住者が少ないので、それぞれの小空間が個室のような形に使われている感じで、「個室ドヤ」と非常に似たものとなっている。こうしたものよりも開放的な二段ベッドの方が管理上・防災上都合がよいのであるが、ベッド式はやはり農村出身者が多いので好まれないようである。他の業者で一度つくってみたがやめたという話をきいており、実際はほとんどないと思われる。別の機会できりあげたいが、自衛隊の宿舎にはそのような方式を採用しているものがある。

#### 泉北団地共同宿舎

最後にもう一つ建設労働者の宿舎団地を紹介しておこう。関西で千里ニュータウンの建設につづく大団地開発であった大阪府南部の泉北ニュータウンの建設で、六

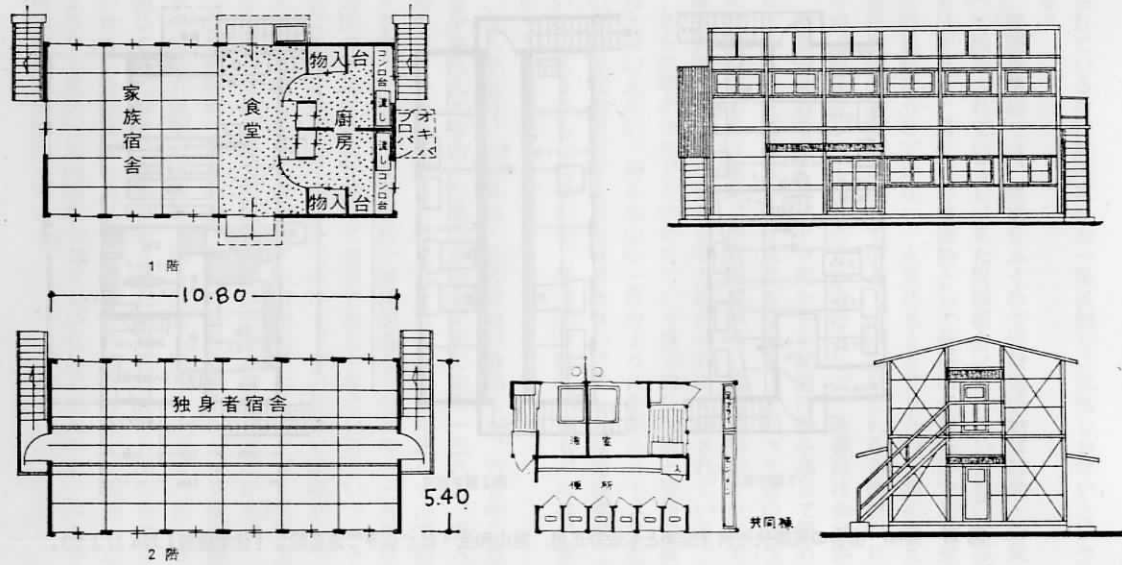


図 36 同(2), 標準ユニット平面図, 上1階, 下2階, 右下は便所・浴室棟。右は標準棟立面図。  
 『第2回泉北共同宿舎事業報告』『大阪建設事業協会・会報, 1967.11. 万博特集』より。

九年当時、約二、〇〇〇人の労働者が働いていたが、工事のピーク時にはそれが五、〇〇〇人になると予想されていた。そこで建設をすすめる府の企業局が土地を提供し、業者の団体である大阪建設業協会が飯場団地を建設し、工事を請負った業者の求めに応じて宿舎を賃貸するという方式でこの宿舎団地はつくられた。その状況は近野正男・若山和正両氏の「ねぐらみてある記」に詳しいが、その報告から要点を抜粋すると次の通りである。

この団地は図35に示すように、一九六六年六月の第一次と、六七年二月の第二次と二回にわけて合計二二セットの宿舎が泉北団地事業地の間の谷間に建設された。一セットというのは便所・浴室のある共同棟をはさんで、三間×六間の二階建・居住棟二つをあわせた三棟でできている。

その間取り形式は図36にみるとおり、今まで述べてきた鉄骨プレハブ飯場の一般型と同じで、下階は二組にわけられる食堂・厨房と家族持ち居住者の居室、上階は単身者の寝室になっているが、入居者の都合により(二つの組が入るか、一つの組が入るか、家族宿舎スペースに家族が何組入るか、あるいはセワヤキの事務スペースをとるか、とらないかなど)といったようなこと、さらに上階単身者の寝室を標準型のように中廊下の細長いヘヤにするか大部屋式にするかなど)自由にかえるようにしている。図36に示すものは標準例であり、図37は実際の使用例である。宿舎が一棟ごとにちがった業者に賃貸される場合、あるいは同じ業者でも職種がちがうと浴室を別々にする方が好まれるので、第一次建設のものでは浴室が共同棟に一つしかなかったのを第二次では二つにしている。

単身者の居室面積をネットで一人一帖として二五人。家族宿舎一〇人と計算すると一棟三五人となり、一セット七〇人、合計一、五四〇人が収容できることになるが、六八年夏の実際の居住人員は八〇〇人であった。しかしここには「団地」というものの、何の共同施設もない。構造はほとんど同じ粗雑な鉄骨バラックであるから、夏はあつく冬はさむい。しかも火災予防のため暖房器具の使用を一切禁止している。音はつづめ、夏の夜は田圃地帯なので蚊の大群に攻められる。

建設費は坪当り三・三万円、一セット二七〇万、空室率二五%、償却期間六年とすると、居室一㎡当りの家賃は五三〇円前後になるので、粗末な仮設プレハブ構造であるにもかかわらず、民間賃貸アパートとあまりかわらぬ家賃になる。経営者の方も何かと苦勞の多いわりに採算がとりにくい。そのため、建設業者側は大阪府の企業局の方でただ用地だけを世話してもらい、飯場自体はめいめい業者が建てる

図 33 B社, 上ノ芝宿舎団地(2), J棟上階, 単身者寝室平面図。タタミよせをつけた1間余りの奥行き2段式の寝室には、つめこむと1帖半に1人くらい——間仕切りをとって大部屋にすると1棟 40人くらいがねられるかもしれない。しかし 69年4月の実情は図に示すとおり、きわめて閑散として合計 14人しかつかっていなかった。

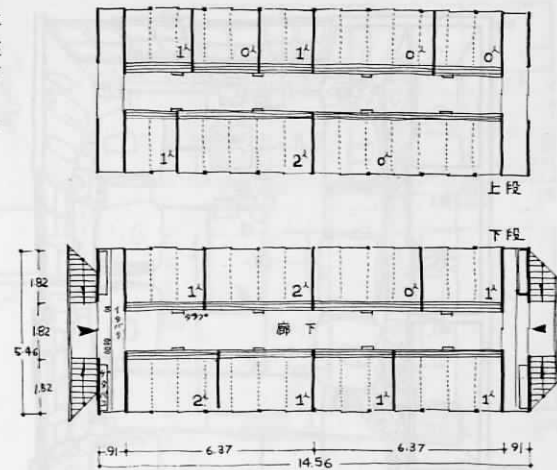


図 34 同(3), 内部断面図。

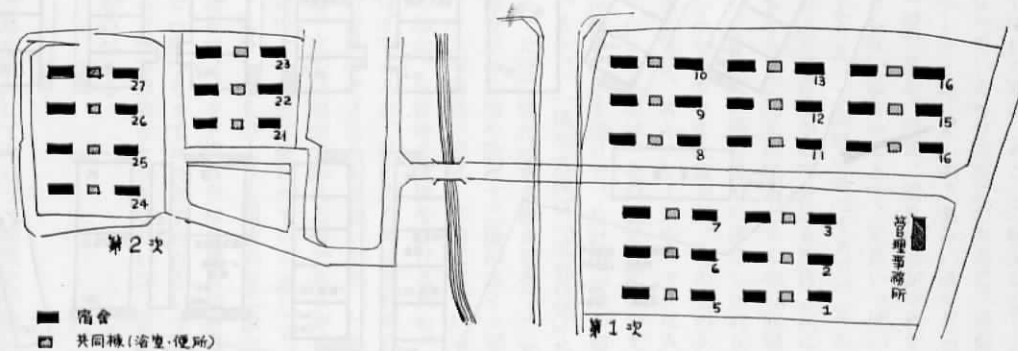
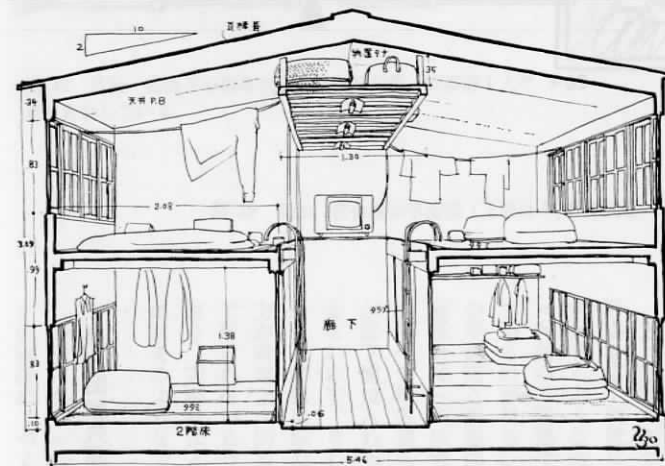


図 35 大阪泉北団地労働者共同宿舎(1) 配置図。右上は所在地。泉北団地の二つの事業地の間の谷部分の田んぼの中に、東側に第1次、西側に第2次団地がつくられた。

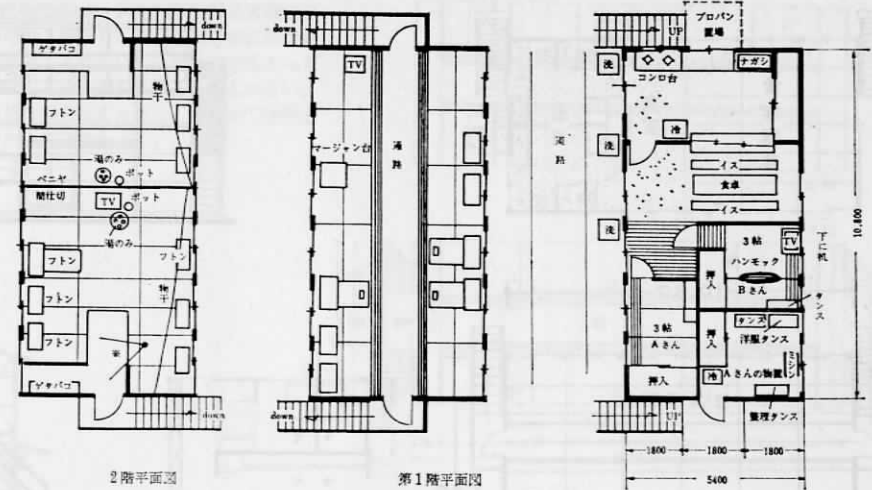


図 37 同(3) 宿舍の実際使用例 (図36とも近野正男、若山和生「ねぐらみてある記」、『住宅建設』No. 17より)。

られているのは製造業の七二%に対し二三%しかないといったことが報告されている。

建築基準法では、飯場をふくめて仮設建築物は防火・防災・構造などの規定がすべて緩和されているし、また仮設宿舍はたいてい一五〇㎡以下で消防法の規定からはずされ、居住用の建築物として最低の必要条件である安全性についても有効な法的規制はうけていない。火災にあうとアツという間に燃え上るものが多く、居住者の生命を危険にさらしている。消防庁はこれを不燃材料にかえるよう要望しているが、建設費が三〜四倍にもかさむとして、改善ははかばかしく進んでいない。

飯場労働者の多くは、ドヤ街から手配師の手を通じて集められる。その手数料からして、傭主側はすぐ逃げられては困る。といって昔のような暴力的拘禁は、一般には困難である。結局、半月程度が多い契約期間がすむまで、現金は支払わず、前借も制限するという昔からの方法がそのまま残されている。

さらに半ダコなどといわれている暴力的な拘禁と強制労働の飯場も全くなかったとはいえない。時々氷山の一角のように新聞ニュースなどで報じられるが、根強いその存在を否定することはできない。またもな建設業者・下請業者の飯場にはないといえるかもしれないが、暴力団の経営するものには、昔に変わらぬ暴力飯場ののこっている。

六八年五月、元極東組・元松田組の幹部らが、六七年二月から六八年四月まで家出少年八九人をふくむ地方から出て来た少年一三八人、成人一七八人を首都のドマハン中でタコ部屋に閉じこめ、方々の建設現場に送りこんで総額一億数千万のピンハネをやっている、検挙された事件がある。七二年一月には鹿島臨海工業地でも暴力団の下請労働者を集めて強制労働をさせているというニュースがある。大阪では七二年九月から七三年三月にかけて、甘い言葉で沖繩からつれてきた少年一三人をふくむ二四人を、二段ベッドの宿舎に閉じこめ、ゴミ収集や尿尿処理のヨコレ仕事をやらせていた暴力団組長の清掃会社が摘発されている。

土建労働者ではないが、トルコ風呂の屋上にトルコ嬢を寝泊りさせる密室をつくり、欠勤や遅刻に給料を上廻る罰金を課し、夜間は外出をさせぬためカギをかけて閉じこめておき、取調べをうけた女経営者は「カギをかけるのは風紀がみだされないうえ、罰金ははじめに働かせるため、むしろよい制度」とうそをいっていたというように「明治」的拘禁宿舎がなお存在していたのを、六九年七月、滋賀県の長浜市内で労基署が摘発している。

方が好ましいといった考え方に変わってきたという。用地さえ手当てできれば、自分の建物をたてる。その工事以外の労働者には使用をゆるさないという制約もすこしは大目にもたえ、管理もそれぞれ自己の方式でやる。その経費も、A社の例のように仮設費か何かで落して何とかやりくりできるので、かえって都合がよいということかもしれない。

用地については、最初地元では「飯場団地」ということでいささか当惑の色を示していたが、その後案じられていたトラブルもおこなないので、六九年当時はあまり気にしなくなったという。またここでは、炊事の仕事を普通の飯場のように親方や家族持ちの労働者の主婦がやっているほかに、近所の婦人がアルバイトで通っている。朝六時から夕方五時まで働き、一〇〜二〇人分の食事と風呂をわかし、掃除をするという仕事で三食つき月二五万円前後を支払っていた。地元の婦人たちに就業の機会を与えたので、地元側のうけとめ方が少しよくなったようである。ゴミと尿尿については堺市と協定して定額で処理してもらっている。

この団地でも他と同じく、飯場の家賃は元請が負担し、下請は労働供給の代償として無償で貸与される形となっている。使用料として労働者各人が給料から差引かれていた代金は、昼食(セントウ)をもふくめた食事代、貸布団代などをふくめて一日三五〇円から五〇〇円、特に高い例では八〇〇円というのもあった。

(1) 近野正男・若山和生「ねぐらみてある記」、『住宅建設』第一七号一九六八・一一。

### 暴力飯場

以上みてきた戦後のいくつかの飯場は、大手ないしそれに近い建設業者の、誰に見せても恥ずかしくない「飯場」であろう。しかしそれは日本の飯場の現実を必ずしも正しく代表しているとはいえない。

全国出稼組合連合会は、一九七一年二月一八日から二七日にわたって、大阪・京都・兵庫・滋賀・和歌山など近畿六府県の総計三二二事業所の宿舎をしらべたが、出稼者の宿舎は東京にくらべてかなり劣悪で、そのうち土建業一八六カ所の飯場の八割は労働基準法の宿舎規定を守っていないかった。土建業では特にメリットがないし、税金関係でも不利だとして、その七八%の労働者が職安を通さず集められていた。労働者側からいうと、基本賃金は製造業、サービス業にくらべて三〇%程度高いにも拘らず、労働環境がわるく、しかも早出・残業の割増賃金や就職・帰任の旅費などゴマかされることが多いので知られているし、宿舎についても規定がまも

七二年二月の『金ヶ崎通信』には、手配師の甘言にのせられ、金ヶ崎から東淀川区新庄につれてゆかれた三人の労働者が、「泣く兒も黙る」山口組系の福西飯場で「なめたことをしやがると手前らの一匹や二匹すぐに打ち殺すぞ。この床下にはなめやがった奴が何匹埋っているか」とおどされ、黒光りして異臭をはなつ蒲団の寝床にねかされ、その下に入れた三寸角の枕代りのパタ材を、未明にハンマーでたたいて叩き起されたという暴力飯場の話が収録されている。

暴力団はアウトローであるが、そういったものを使うことによって支配階級の抑圧と搾取を維持している現代の社会では、この種の非人間的住居をまだ完全になくすることができないでいる。

- (1) 「劣悪な土建業宿舎——近畿で職場調査、八割が規定違反」、『朝日新聞』一九七一年三月三十一日。
- (2) 「不況飯場」、『朝日新聞』一九七五・五・八〜一四。
- (3) 「東京の『タコ部屋』」、『赤旗』一九六八・五・六。
- (4) 「鹿島に『タコ部屋』」が、住友金属の下請け、世界最大の製鉄所に暴力団、『赤旗』一九七二・一一・六。
- (5) 「沖繩少年を食いの、暴力団経営の清掃会社、二四人タコ部屋生活、酷使しピンハネ」、『朝日新聞』一九七三・七・二〇。
- (6) 「トルコ嬢の『タコ部屋』」摘発、『京都新聞』一九六九・七・八。
- (7) 大谷正夫「飯場脱走記」七五・二、『金ヶ崎通信』第三号、『労働者渡世』一九七六・八。

### 飯場の基盤

鉦夫部屋とちがって土木建築工事の僻地にある「現場飯場」は、その建設工事がおこなわれている期間だけ労働力をそこに集めておくためのもので、本来臨時的なものである。だから、飯場の建物は普通のそれとちがって、仮設建築物とみられている。しかし建設工事が数年以上の長期にわたるとき、飯場は常設化する。工事が次々におこなわれる建設途上の開発地域とか大都市では、工事の閑繁によって必要とする労働力の量は波をうつが、常に労働者が必要とすることで、常設化した飯場建築ができてくる。労働者が常備であれば、これは住宅や寄宿舎と同等のものになるのは当然である。しかし建設会社は工事の閑繁による負担を避け、経営を身軽にするため労働者を常備とせず、その都度利用する下請の労働供給にたよる。建設工事全体が、工程にしたがって次々と異なる職種を動員する下請業者の作業によって成り立っている。下請制はいわば現在の建設業の根幹である。土工その他の単純労働



図 38 B社の中2階式寮室をもつプレハブ飯場の外観。



については、下請のさらにまた下請の、法律では認められていない人夫供給にたよる。しかし元請はその出入の下請にある程度の面倒をみてやらねば、必要な時に必要な労働力を動員できない。そこで長期にわたる建設現場、或はつねに工事がつづいている地域の労働力の供給基地に、元請建設業者の負担で飯場を建て、その管理運営は下請にまかせる。工事の必要でさらに労働力が必要なときは、どのような形で労働力をかきあつめねばならぬ。手配師をつかって日傭労働者を寄せ場からかき集めるし、元請から独立した人夫供給業者にもたよらねばならぬ。そこに暴力飯場の必然性も生れてくる。

飯場経営者が配下の労働者に苛酷な労働をしいたり、労働・生活両面からしめつけ、ときに暴力的な飯場管理さえ生れてくるのは、ピンハネの取り分を大きくする目的によるが、元請工事の閑繁と不安定さが押しつけてくる負担を軽くするため、労働者がいつでも自発的に仕事をやめ、逃げだすような条件にしておく必要からでもある。労働者の側でも、こうした状況の下で長期間身をしばられるのは不安であり、季節的な出稼である場合もあって、期間を限った契約による飯場すまいとなる。このため、飯場建築は常設のものであっても、住み手は次々とかわってゆく。住み手にとっては、飯場は一時しのぎの仮住居である。それが住み手の方からも粗放な飯場建築をあえて問題にしないものになっている。建設工事の不安定性の矛盾は、こうして最終的に労働者の低劣な非人間的な生活条件に転嫁される。

彼らの不満が、単にドヤや飯場の経営者、手配師、下請・元請の建設業者だけではなく、自治体や政府にもおよび、現在の支配体制そのものにもぶつけられるようになるのは、当然のことといわねばならない。

### 飯場生活

七〇年代に入ると、どこの飯場でもテレビが備えつけられている。労働者たちの飯場での生活は、疲れて帰って来てのゴロ寝、テレビ、そして酒・タバコといったものが唯一の楽しみとなっている。日用品の買物などは、買いに出る時間がないので、たいてい飯場のおばさんに頼む。ツケにしておいて、給料から差し引いてもらう。休日には、便利な所だと町に出てパチンコ、映画といった程度の娯楽をたのしむ若いものもあるし、麻雀などする場合もあるようだが、疲れを休めるために飯場にたむろして酒を飲むものが多い。ものを読むといったことをする条件もないし、またするものもない。全くただ稼ぐために生活しているといった姿である。開

放的な大部屋では気ままに安心して私物がもてないということもあり、所持品は少なく、キモノは外出用の背広一着をもつ程度で、たいていの身のまわり品はスーツケース一つにしまわれる程度を出ない。この素淡たる空間と建物の粗雑な構造は、鴨居にタナが一段吊つてあれば、あとは枕元に若干小物をならべる程度ですむその所持品の少なさとも対応している。万事「仮すまい」の態である。

居住者の働き場所が一定期間固定しているということ、都会のスラム街に近接するドヤとちがって、環境が開放的で、隣棟間隔や一人当りの広さなどがそれよりもやや余裕があるといううちがあるだけで、飯場は「雑居ドヤ」ときわめて似通っている。

飯場建築は、かなり整っているとみられる大手建設業者のそれについてみても、建築構造そのものがきわめて粗雑である。にもかかわらず、耐用年数を短くしているため、その経済的家賃を計算してみると非常に高くなる。したがって普通の居住施設として取り扱ふと採算がとれない。そこで建設会社の下請飯場の場合は、元請がその一部を負担し、仮設費の形で経費をおとし、下請業者と労働供給の交換条件でしかるべき低廉な賃料もしくは無料で貸しあたえるという場合が多い。他方、個々の飯場は、各職の下請をやっている親方・セウヤキ・コガシラなどが、その配下の労働者に対して、職場だけでなくその生活面までも把握するという客観的な機能をもって運用され、飯場代としてその使用料を給料から差し引いているが、その計算の根拠は必ずしも労働者たちには明確にされていない。

季節的な出稼労働者や流れものの単身者は、そこに永く定着して仕事に従事する気持を殆どもっていない。ただ、ほんの一時の「こしかけ」といった意識のものが多く、居住条件が悪くても、少しでも手取りが多ければその方がよいといった考え方が一般である。だから、それが如何に粗雑なものであっても、労働者側には「住居」としての意識がなく、ただの「ねぐら」として受けとられ、それがどのように自らの負担で経営されているかといったことにも殆ど関心がない。

手配師などを通してしばしば不明確で前近代的な雇傭関係や契約関係の下で集められた労働者の、不明朗で前近代的な支配と搾取がおこなわれている低劣な集団居住施設という残影が色こ残っている。それは「給与住宅」の一つのタイプといえるかもしれないが、一般の社宅や寄宿舎とくらべて、物的施設としても生活の内容からいっても、格段の相違がある低劣な居住装置といわざるを得ない。

### 底辺的仮設住居

大手業者・A社の労務下請のM組の場合、この組は高・土工ではかなり大きい労務供給業者であるが、現在常備の労働者は七〇〇人おり、トビと土工の比率は二対二となっていた。ところでその住宅事情は、「棒心」以上の幹部約五〇人が自宅から通勤しており、約一五〇人が上にみてきた弦巻町のM組の宿舎に住み込み、残りの約五五〇人は元請であるA社の各地現場の宿舎(飯場)に住んでいる。ということとは、この場合、この組の土工・トビといった建設労働者の九割以上ということだが、飯場すまいをしているということである。

大阪のB社の事情をきくと、労働者はかなり流動的で確実な数字をあげることができないが、持家ないし借家などの自宅居住者が二〇%くらい、残りの八〇%が会社の宿舎に住んでいる。世帯をかかえて家族宿舎に住んでいるものがそのうちの五〜二〇%程度で、大部分の八〇〜八五%が大部屋・飯場に住んでいる。そしてこうした飯場すまいの七割くらいが郷里に家族のいる単身出稼ぎのものだけということであった。つまり、かなり定着した労働力を使っているB社の場合でも、その労働者(この場合、下請に出す専門化した諸職の労働はふくまれていない)の六〜七割は飯場すまいで、その大部分が出稼ぎ労働者だということである。

泉北団地の例でいうと、二、〇〇〇人の移動労働者のうち四割にあたる八〇〇人が飯場団地の居住者となっている。さらに僻地の建設工事となると、その労働者の圧倒的な部分が飯場すまいをしている。

一九六八年現在、総理府の労働力調査によると建設労働者の年平均就業数は三七〇万人で、全産業就業者五、〇〇二万人の七・四%をしめた。一九六〇年に二五三万人であったことを考えると、八年間に一・四六倍(全産業一・二三倍、製造業一・三八倍)になっており、その伸びの大きいことにおどろかされる。しかし「万博ブーム」を目前にして、それでもまだまだ労働者は不足しているといわれていた。それをまかない、あるいはまかなわれようとしている出稼ぎ労働者は、「過疎化」政策によって農村からどんどん追いだされてきた人たちであった。

七六(昭五)年には建設就業者は六八年に対してさらに一・三三倍の四九二万人となり、全産業五、二七二万の九・三%、一割近いものの上っている。ところで全建設労働者中の雇傭者に対する日傭の比率は一九六〇年には四五・〇%であったが、六八年には二八・五%に、さらに七六年には一四・〇%(二カ月上

一年以内の雇用期間の臨時雇を入れると七六万人、一九・七％に減り、常備化がすすんだ。しかし上にみた数字から推察すると、高度経済成長政策下に急速にふえたこのほう大な建設労働者のかんりの部分が飯場すまいである。最盛期には一五〇万、オイルショック後の沈静期になってもその半分の七〇〜八〇万の人間が、そこに住む人びとにとっては一見まったくのコンカケ的な臨時住居と思われるが故に、あえてその質など問題にされないが、粗末で人間のすまいとはいえず「ねぐらやど」——「飯場」やドヤで生活しなければならぬ条件をもつ人たちであった。これは、日本のすまいとして無視できない大きな意味をもっている。

それは日本全国、都会の低劣な木賃アパートやスラムから過疎地域の老朽化した陋屋にいたるまで、あまねく存在する日本人の低質住居とつながっている。特にこの飯場すまいと居住状態が非常に似ているドヤすまいの人びとは、労働力としてもこの飯場すまいの建設労働者たちの調節的・補完的な役割を果たしていることは、すでにみたとおりでである。両者は、その質の低さでも共通しているが、その

機能でもつながっている。

飯場とドヤは、労働者を使うときだけ集める企業の方からいっても、そうした「使い捨て」の条件でしか働けない労働者住み手の側からいっても、きわめてよく似ている、相互補完的な「ねぐらやど」的住居である。ドヤ街が「共同飯場」といわれるのは、そのことをさしている。

飯場は寄宿舎と同じ、一種の給与住宅であり、集住住宅である。その量的比率からいえば、準世帯の中の僅かしか占めない。それは住居とはいえないような極めて低劣粗放な「仮設」施設で、非常に特殊なすまいといえよう。しかしそうした低劣粗放を支えているものが、人間らしい住居を考えるとすれば、そうした状況の反映をいたるところにみる日本のすまいの中で、必ずしも特別・特殊なものとはいえない。それは日本のすまいのある特質を集約的に具現した、低質住居の一つの典型といえるであろう。

### 著者略歴

一九一一年 大阪に生まれる  
一九三三年 京都大学工学部建築学科卒業  
専攻—住宅問題、建築計画、地域計画  
主著—西山卯三著作集「全四巻（勁草書房）  
「住宅問題」「これからのすまい」（相模書房）  
「日本の住宅問題」「現代の建築」（岩波新書）  
「住み方の記」（筑摩書房）  
「すまいの思想」「町づくりの思想」（創元社）  
その他多数。

現在—京都大学名誉教授  
現住所—京都市左京区下鴨北園町一〇七

### 日本のすまい（参）

一九八〇年一〇月三十一日第一刷発行

著者 ◎西山卯三

発行者 井村寿二

発行所 株式会社 勁草書房  
東京都文京区後楽二丁目三ノ一五  
振替／東京五一七五二五三  
電話／〇三—八一四一六六一

落丁・乱丁本はお取替いたします。科学図書印刷・複製本  
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます。  
\* 定価は外面に表示してあります。

1352-731201-1836